（特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の三の四　次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十六年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の㈢若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈣に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九条第一号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取つた者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品の製造者に）還付する。

一　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項に規定する内航海運業を営む同法第三条第一項の規定による登録を受けた者又は同条第二項の規定に基づき届出を行つた者	軽油（関税定率法別表第二七一〇・一二号の一の㈢、第二七一〇・一九号の一の㈡又は第二七一〇・二〇号の一の㈢に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の一の㈢又は第二七一〇・二〇号の一の㈣に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。）	内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業に係る同条第一項に規定する内航運送の用
二　海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む同法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油又は重油	同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他の財務省令で定める用途を除く。）
三　鉄道事業法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油	同法第二条第二項及び第三項に規定する第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限る。）
四　航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第百条第一項の規定による許可を受けた者	航空機燃料	同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用
五　農林漁業を営む者	軽油	農林漁業の用

2　前項の承認の申請があつた場合において、当該申請者につき石油石炭税の保全上不適当と認める事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3　石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する特定用途石油製品を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは」とあるのは「特定用途石油製品の製造、購入、貯蔵、消費若しくは販売又は」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と読み替えるものとする。

4　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の特定用途石油製品を第一項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者（前項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を適用する。

5　第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第二款　その他の特例

第九十条の四の二第一項中「、平成二十五年三月三十一日までに」を削り、「引き取るときは」の下に「、当分の間」を加える。

第九十条の四の三の見出し中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改め、同条第一項中「供する」の下に「ガス状炭化水素のうち関税定率法別表第二七一一・一一号に掲げる天然ガス又は」を加え、「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「免除を受けた沖縄発電用特定石炭」を「免除を受けた沖縄発電用特定石炭等」に改め、「この場合において」の下に「、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と」を加え、「免除を受けた石炭」を「免除を受けた天然ガス又は石炭」に、「並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」を「において「沖縄発電用特定石炭等」に、「沖縄発電用特定石炭の販売業者」を「沖縄発電用特定石炭等の販売業者」に、「又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」を「又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」に、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」に、「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「沖縄発電用特定石炭等（租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた天然ガス又は石炭」と、同号ハ中「原油等又はロ」に、「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と」を削り、同条第三項中「第二十三条（第一項第二号及